

※風俗営業所等管理者講習の実施



シンボルマーク

○ 根拠規定、受講通知等

風俗営業所等の管理者に対する講習は、風営適正化法第24条第6項等の規定に基づき実施しており、風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、3年に1回、管理者に定期講習を受講させなければなりません。

令和元年度は、料理店営業（お茶屋、料理屋等）の管理者が対象となります。

受講日の約1ヶ月前に、管理者講習通知書を送付します。

通知書を受けた営業者（法人代表者）の方は、必ず、管理者に受講させてください。

○ 講習会に持参する物

- ・ 管理者講習通知書
- ・ 風俗営業管理者証
- ・ 京都府収入証紙（2600円分）

（収入証紙は警察署又は京都府の出先機関で、あらかじめ購入し、会場に持参してください。会場では、販売しておりません。なお、郵便局等で販売している収入印紙と間違えないようにご注意願います。

- ・ 印鑑、筆記用具

○ 講習を受ける際の注意事項等

- ・ 代理人の受講は認められません。
- ・ 営業者は、やむを得ない理由で当該管理者に受講させることができないときは、その理由、管理者の氏名、住所、営業所の名称及び所在地を記載した書面を講習日の10日前までに営業所の所在地を管轄する警察署生活安全係に提出してください。
- ・ 正当な理由なく受講させないときは、行政処分を受けることがあります。
- ・ 風俗営業等を廃業している方は、管轄警察署生活安全係を通じて、速やかに許可証返納（廃業）の手続きをしてください。

令和元年度風俗営業等管理者講習日程

月 日	時間	講習種別	講習場所	管轄警察署
6月14日 金曜日	午後1時から 午後5時まで	定期講習	アミティ丹後 研修室A・B、工芸図書室	京丹後
6月17日 月曜日	同上	定期講習	宮津中央公民館室 大会議室	綾部
				福知山
				舞鶴
8月8日 木曜日	午後1時30分から 午後5時30分まで	定期講習	キャンパスプラザ京都室 第4講義室	宮津
				東山
				伏見 南
				亀岡

8月30日 金曜日	同上	定期講習	同上	川 端
				上 京
				右 京
				北
				西 京
				宇 治
				城 陽
				田 辺
木 津				
南 丹				
9月上旬	未定	定期講習	上七軒お茶屋組合	上 京
9月上旬	未定	定期講習	宮川町お茶屋組合	東 山
10月上旬	午後1時30分から 午後5時30分まで	定期講習	キャンパスプラザ京都	中 京
				下 京
				下 鴨
向日町				
11月初旬	未定	定期講習	先斗町お茶屋組合	中 京
11月下旬	未定	定期講習	祇園甲部お茶屋組合	東 山
12月中旬	未定	定期講習	祇園東お茶屋組合	東 山
2月上旬	未定	処分時講習	未 定	府下全署対象

※ は、決定済

キャンパスプラザ京都



8階旅券事務所 (京都府収入証紙を購入できます)